（総合土砂管理官）

第四十五条の二　関東地方整備局及び中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。

2　（略）

（河川保全管理官）

第四十七条の四　（略）

2　河川保全管理官は、河川の保全その他の管理に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務（水政調整官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官が整理するものを除く。）を整理する。

（道路企画官）

第四十九条　関東地方整備局及び近畿地方整備局の道路部に、道路企画官一人を置く。

2　（略）

（道路調査官）

第五十条　道路部（関東地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）に、道路調査官一人を置く。

2　（略）

（工事安全推進官）

第五十五条の十一　港湾空港部（関東地方整備局を除く。）に、工事安全推進官一人を置く。

2　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及び管理所（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

（建設部に置く課）

第八十条　建設部に、次に掲げる課を置く。

計画・建設産業課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

建設産業課（東北地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

（総合土砂管理官）

第四十五条の二　中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。

2　（略）

（河川保全管理官）

第四十七条の四　（略）

2　河川保全管理官は、河川の保全その他の管理に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務（水政調整官が整理するものを除き、中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官が整理するものを除く。）を整理する。

（道路企画官）

第四十九条　関東地方整備局の道路部に、道路企画官一人を置く。

2　（略）

（道路調査官）

第五十条　道路部（関東地方整備局を除く。）に、道路調査官一人を置く。

2　（略）

（工事安全推進官）

第五十五条の十一　港湾空港部に、工事安全推進官一人を置く。

2　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及び管理所（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

（建設部に置く課）

第八十条　建設部に、次に掲げる課を置く。

計画・建設産業課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業課（中部地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）